

# 2018年度 大学院奨励研究員研究報告書

2019年 3月 31日

関西学院大学学長 殿

奨励研究員

氏 名	川端 千暁	印
-----	-------	---

指導教員

所属・職名	商学部 教授	
氏 名	林 隆敏	印

以下のとおり、報告いたします。

研究課題	米国における監査人の職業的専門家としての正当な注意の研究
採用期間	2018年 4月 1日 ~ 2018年 3月 31日

研究科委員長・研究科長 印	事務局印

提出先： 所属研究科事務

研究発表状況（奨励研究員採用期間内に発表したものおよび、近く発表予定のもの）

(1) 学会誌等への発表（著者、発表論文名、学会誌名、巻号、発表年月、掲載頁等）

雑誌論文	著者名	川端 千暁	論文題目	Research on Program Evaluation for Financial Statement Auditing Regulations in Japan（査読付）		
	雑誌名	“International review of business”（関西学院大学 商学研究会）		巻号	発行年月	掲載頁
				No. 18	2018年3月	pp. 159 - 173

雑誌論文	著者名	川端 千暁	論文題目	監査人の法的責任と監査基準の関係		
	雑誌名	『会計』（森山書店）		巻号	発行年月	掲載頁
				第193巻 第1号	2018年3月	346-356頁

雑誌論文	著者名	川端 千暁	論文題目	職業的専門家としての「正当な注意」概念の成立過程の研究（査読付）		
	雑誌名	『商学論究』（関西学院大学商学研究会）		巻号	発行年月	掲載頁
				第66巻 第1号	2018年9月	53-72頁

(2) 学会発表（口頭・ポスター：学会名、開催地、発表論文名、発表年月日等）

学会名	2018 American Accounting Association Annual Meeting	開催地	in Washington D.C.
題目	The Impact of Auditor Liability Systems on Asymmetry of Information between Investors and Management.	発表年月日	2018年8月

## 研究経過状況（3000字程度）

### 概要

2018年4月1日から2019年3月31日の間、関西学院大学院奨励研究員制度の援助を受けて、「米国における監査人の職業的専門家としての正当な注意の研究」を行なった。なお、2019年10月提出予定の博士論文のタイトルは、推敲の結果、「米国の財務諸表監査における監査人の注意義務の研究」に変更している。

同奨励研究員に選定されてから採用期間終了までの研究成果は、論文3本に出版し、海外学会に1件の報告ができた。論文の内訳は、国際査読誌1本、査読誌1本、及び商業誌1本を出版した。また、2019年4月1日より、関西学院大学商学部助教の職を得た。

奨励研究員の採用を受けるにあたって選考委員からの主な指摘として、(1)海外の主要学会への発表がないこと、(2)問題意識・研究課題を広い視野から検討することを指示された。このような指摘に対しては、下記に示すように概ね対応できたと考えている。

### 業績(論文出版・公的な学会)

2018年3月に学内の国際査読誌であるInternational review of businessから「日本における財務諸表監査に関する規制のプログラム評価の研究(Research on Program Evaluation for Financial Statement Auditing Regulations in Japan)」を出版した。本研究では、日本における財務諸表監査規制に関する制度評価についてレビュー研究を行った。現状の規制の導入は政治的であり、実証的証拠に基づいて制度評価を行うためには事前・事後での規制の効果の評価及び指標の公開を行う必要性を主張した。この論文は本研究は、2017年3月にGuamで開催されたInternational Conference on Business, Economics and Information Technologyの発表を修正・加筆したものである。同論文は、博士論文を執筆するにあたっての基礎となる研究となっている。

同月、会計分野において伝統ある商業誌である雑誌『会計』から「監査人の法的責任と監査基準の関係」を出版した。米国の1980年代の横領事件とその判例(Robert Wooler社事件)の事例に関する事例研究を行った。その結果、監査人が監査基準に準拠したにも関わらず、監査人が法的責任を認定された事例を検出した。日本会計研究学会第76回大会での報告内容に基づく論文である。同論文は、博士論文の7章に該当する。

2018年8月には、Washington D.C.で開催されたAmerican Accounting Association Annual Meetingにおいて「投資家と経営者間の情報の非対称性に対する監査人の責任制度の影響(The Impact of Auditor Liability Systems on Asymmetry of Information between Investors and Management)」を発表した。本研究では、監査人の法的責任に関する制度のもとで、情報の非対称性から生じる問題についてモデル研究を行った。同モデルは、Myers and Majluf (1984)を財務諸表監査に拡張したDeng, Melmad and Shibano (2012)を発展させたモデルである。分析の結果、過失責任の方が無過失責任よりも情報の非対称性から生じる問題を緩和することを示した。本発表は、関西学院大学の大学院海外研究助成金制度の助成を受けた。本発表は博士論文の9章に該当する。

American Accounting Association Annual Meetingは、会計学分野におけるトップ・カンファレンスである。そのため、本助成を受けるにあたって指摘をいただいた(1)海外の主要学会への発表がないこと、については対応できたと考えている。

2018年9月には、学内査読誌である『商学論究』において『「職業的専門家としての正当な注意」概念の成立過程の研究』を出版した。財務諸表監査における「職業的専門家としての正当な注意」概念の成立過程は先行研究において明らかにされてこなかった。本稿では、19世紀後半から Mautz and Sharaf (1961) までの展開を検討し、職業的専門家としての正当な注意の内容とその成立過程を明らかにした。同論文は、博士論文の3章に該当する。

## 博士論文の進捗

本助成の選考過程を通じて他の社会科学分野の先生方から博士論文のテーマの「職業的専門家としての正当な注意」という表現がわかりにくいという指摘をいただき、推敲した結果、博士論文のテーマを「米国の財務諸表監査における監査人の注意義務の研究」に変更した。

また、本助成にあたって選考委員から(2)問題意識・研究課題を広い視野から検討することを指示された。助成申請時点には、問題意識は単に「監査基準に準拠していた場合にも監査人が法的責任を負った事例があったか」という点に置いていたが、問題意識の再検討を行なった。その結果、問題意識を「米国における1960年代・1970年代の監査人の責任の拡張は、監査人の役割が経営者が報告する情報の信頼性の向上から受託責任(スチュワードシップ)を果たしたことをモニターすることへと重点が移行したことにより起こった」という仮説を実証するために「監査基準に準拠していた場合にも監査人が法的責任を負った事例があったか」を検討することとした。これにより、研究課題や動機が具体化したことに加え、分野における研究の重要性が向上した。問題意識の修正により、博士論文の構成の変更を行った。

## 国際学会への参加

国際学会で得た研究成果は主に、(1)学会査読、(2)ポスター発表、(3)学会参加の3つから得た。本学会に報告するためにフルペーパーの提出・査読が義務付けられており、本報告も査読を受けた。結果、口頭発表(Concurrent Sessions)は通過できなかったものの、ポスター発表(Research Interaction Forum)での発表をアクセプトされた。査読内容は、研究内容が現在の問題から離れている点について評価が低かったが、テーマと研究内容は十分に発表にたるといふ趣旨であった。さらに、これから研究を進める上で必要な文献リストも頂けた。現在の問題へのインプリケーションが豊富になるように研究を進めていく必要性を強く感じる事ができた。

つぎに、ポスター発表では、発表に足を運んで下さった方々は、20名程度のうち半数が海外の研究者であった。海外の研究者の方の反応は、発表の内容に対して概ね好評であり、うち一人の中国系研究者にはインナーの懇親会にも紹介していただき、香港科学技術大学の先生等とも交流を持てた。また、学会の懇親会では会計・監査分野で重要な研究をされている南カリフォルニア大学の先生とも話すことができたため有意義であった。今後もこのような学会での交流を続けていきたい。

さらに、学会参加から得た研究成果を報告する。学会では口頭発表、ポスター発表、講演会に参加した。口頭発表では、監査関係と方法論関係の発表を中心に参加した。現在の研究の潮流としては、制度や基準による変化の実証研究というのみでは口頭発表に進むのは難しく、新しい手法を利用した実証や最新のテーマ・重要なテーマで既存研究と違う結論が出ている必要があることを知った。

## その他(私的な研究会等への参加)

最後に、(個人的見解として)本助成のポジティブな影響は、(短期的な業績というよりは)資金的な余裕を持てたことによって、研究者として長期的な視野を持てたことにあると感じている。助成期間において、助成者は多くの私的な研究会や国際学会での交流を通じて多くの人的なネット・ワークを構築することができた。具体的には、(1)若手研究者の研究合宿への参加、(2)他大学の私的研究会への参加がある。

まず、2018年3月・2019年3月に行われた監査論分野の著名な監査研究者(鳥羽至英 早稲田大学 名誉教授)が主宰する若手研究者が集う研究合宿へ参加した。同研究合宿では、同研究者が選定したトップ・ジャーナル数本を輪読するとともに、その解釈を検討したり今後の研究機会を検討した。このような研究合宿への参加は、博士論文の問題意識の改訂に大きく影響した。

次に、2019年2月に行われた大阪大学の椎葉淳教授が主宰する分析的会計の私的研究会で発表し、3月の研究会に参加した。助成者の研究手法(モデル研究)を行なっている研究者が日本では少ないため、日常において疑問点等を解消する手段に欠けていたが、本研究会に所属できたことにより、今後の研究者としての活動に資すると考える